

# 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 八橋運動公園陸上競技場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園 1-10
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 4階建て
  - (2) 面積 29,458㎡（敷地面積）
  - (3) 開設年月 昭和16年9月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）  
※平成31年3月1日（大型映像装置等料金設定）
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 123,664人
  - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

## 4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

有料公園施設の 種類又は名称	区 分			単位	改定前料金	改定後料金	
陸上競技場	貸切使用	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	一般 高校生 以下	1時間につ き	7,750円	11,620円
			アマチュアスポーツ 以外に使用する場合		1日につ き	最高入場料の額の100人 分に相当する額 (155,380円に満たない場 合は、155,380円とす る。)	最高入場料の額の100人 分に相当する額 (233,070円に満たない 場合は、233,070円と する。)
		入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	一般 高校生 以下	1時間につ き	3,870円	5,800円
			アマチュアスポーツ 以外に使用する場合			19,380円	29,070円
	個人使用	一般 高校生以下			1人1日 につき	310円	460円
						無料 (市民以外の者が使用す るときは、150円)	無料 (市民以外の者が使用す るときは、230円)
		一般 高校生以下			1人1年 につき	5,230円	7,840円
						無料 (市民以外の者が使用す るときは、2,610円)	無料 (市民以外の者が使用す るときは、3,920円)
	会議室			1室1時 間につ き	210円	据え置き	
	役員室(大)				210円	据え置き	
	役員室(小)				150円	据え置き	
	陸上競技場大型 映像装置	貸切使用	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	1時間につ き	4,580円	据え置き
アマチュアスポーツ以外に使用 する場合				9,160円		据え置き	
入場料を 徴収しな い場合			アマチュアスポーツに使用する 場合	2,290円		据え置き	
			アマチュアスポーツ以外に使用 する場合	4,580円		据え置き	
陸上競技場夜間 照明設備	貸切使用	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	全点灯	20,880円	据え置き	
				全点灯 の2分の 1点灯	10,440円	据え置き	
				全点灯 の4分の 1点灯	5,210円	据え置き	
			アマチュアスポーツ 以外に使用する場合	全点灯	41,750円	据え置き	
				全点灯 の2分の 1点灯	20,880円	据え置き	
				全点灯 の4分の 1点灯	10,440円	据え置き	
		入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	全点灯	10,440円	据え置き	
				全点灯 の2分の 1点灯	5,210円	据え置き	
				全点灯 の4分の 1点灯	2,600円	据え置き	
			アマチュアスポーツ 以外に使用する場合	全点灯	20,880円	据え置き	
				全点灯 の2分の 1点灯	10,440円	据え置き	
				全点灯 の4分の 1点灯	5,210円	据え置き	

## 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 八橋運動公園硬式野球場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園 1-7
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3階建て
- (2) 面積 17,631㎡（敷地面積）
- (3) 開設年月 昭和16年9月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 31,548人
- (6) 貸出区分・料金体系

区 分				単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	4,810円	7,210円
			高校生以下		無料 （大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、2,410円）	無料 （大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、3,600円）
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額 （その額が107,900円に満たない場合は、107,900円とする。）	最高入場料の額の100人分に相当する額 （その額が161,850円に満たない場合は、161,850円とする。）	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	1,570円	2,350円
高校生以下			無料 （大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、520円）		無料 （大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、780円）	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			4,810円	7,210円
会議室				1室1時間につき	160円	据え置き

### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 八橋運動公園球技場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園 1-1
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3階建て
- (2) 面積 16,268㎡（敷地面積）
- (3) 開設年月 昭和28年8月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 33,755人
- (6) 貸出区分・料金体系

区 分			単位	改定前料金	改定後料金	
貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	一般	1時間につき	7,850円	11,770円
			高校生 以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の 者が使用するとき きは、3,870円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の 者が使用するとき きは、5,800円)
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分 に相当する額 (その額が157,140円に満 たない場合は、157,140円 とする。)	最高入場料の額の100人分 に相当する額 (その額が235,710円に満 たない場合は、235,710 円とする。)
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	一般	1時間につき	3,870円	5,800円
		高校生 以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の 者が使用するとき きは、1,310円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の 者が使用するとき きは、1,960円)	
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合		19,590円	29,380円	
会議研修室			1室1時間 につき	100円	据え置き	
役員記録室				100円	据え置き	

#### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 八橋運動公園第2球技場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
- (1) 構造等 人工芝
- (2) 面積 10,900㎡
- (3) 開設年月 平成17年10月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 45,167人
- (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	620円	930円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用すると きは、310円)

#### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 八橋運動公園多目的グラウンド
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
  - (1) 構造等 土一部ウレタン
  - (2) 面積 13,250㎡
  - (3) 開設年月 平成16年5月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 17,761人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、300円)

#### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 古川町街区公園土崎市民グラウンド
- 2 所在地 秋田市土崎港西四丁目3-1
- 3 規模等
- (1) 構造等 全面土
- (2) 面積 9,400㎡
- (3) 開設年月 昭和41年3月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,121人
- (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、300円)
全点灯			1,460円	据え置き
部分点灯			1,040円	据え置き

#### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市勝平市民グラウンド
- 2 所在地 秋田市新屋豊町153番地1
- 3 規模等
- (1) 構造等 土一部芝
  - (2) 面積 23,547㎡
  - (3) 開設年月 昭和62年10月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 7,510人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単位	改定前料金		改定後料金	
			一般	高校生以下	一般	高校生以下
貸切使用	グラウンド	1時間につき	410円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円)	610円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、300円)
			1,250円		据え置き	
			940円		据え置き	
			730円		据え置き	
			210円		据え置き	
照明設備		全点灯			据え置き	
		A点灯			据え置き	
		B点灯			据え置き	
		C点灯			据え置き	

### 4 施設写真





## 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市河辺岩見三内野球場
- 2 所在地 秋田市河辺三内字上野58番地2
- 3 規模等
- (1) 構造等 土一部芝
- (2) 面積 26,873㎡
- (3) 開設年月 昭和57年3月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,326人
- (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円）	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、300円）

#### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市河辺和田野球場
- 2 所在地 秋田市河辺和田字和田 2 2 4 番地
- 3 規模等
- (1) 構造等 土一部芝
- (2) 面積 14,733.54m<sup>2</sup>
- (3) 開設年月 昭和59年3月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,291人
- (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円）	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、300円）

#### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市河辺戸島野球場
- 2 所在地 秋田市河辺戸島字上野50番地1
- 3 規模等
- (1) 構造等 全面土
  - (2) 面積 12,000㎡
  - (3) 開設年月 昭和62年11月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 3,283人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円）	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <b>300円</b> ）

### 4 施設写真



# 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市雄和新波野球場
- 2 所在地 秋田市雄和新波字寺沢31番地1
- 3 規模等
- (1) 構造等 土一部芝
  - (2) 面積 11,521㎡
  - (3) 開設年月 昭和53年3月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,009人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、210円）	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、300円）

## 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名 称                     秋田市雄和花の森野球場
- 2 所在地                 秋田市雄和石田字蟹沢39番地
- 3 規模等
  - (1) 構造等             全面土
  - (2) 面                 積     96,182.69㎡
  - (3) 開設年月         平成12年2月
  - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 6,176人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間に つき	620円	930円
	高校生以下		無料（大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が使 用するときは、310円）	無料（大会、講習会等に使用す るとき、又は市民以外の者が使 用するときは、460円）

4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（建設部）

- 1 名称 雄物川河川緑地野球場
- 2 所在地 秋田市仁井田字新中島 8 2 8 番地 2 4
- 3 規模等
- (1) 構造等 土及び芝
- (2) 面積 35,800㎡（2面）
- (3) 開設年月 平成3年4月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定および市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,079人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 （大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、210円）	無料 （大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、300円）

#### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書

所管部局（建設部）

- 1 名称 御所野近隣公園野球場
- 2 所在地 秋田市御所野湯本三丁目1番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 土及び芝
- (2) 面積 7,700㎡（1面）
- (3) 開設年月 平成5年4月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定および市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定）  
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,518人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 （大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、210円）	無料 （大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、300円）

### 4 施設写真

